

小野国際社会保険労務士事務所

事業内容 脱退一時金の申請サポート

日本での勤務終了後、母国に帰国した外国人の脱退一時金の申請のサポートをおこなう。

・日本で半年以上就労する外国人は、日本で勤務中は厚生年金保険料(または国民年金保険料)を支払う義務がある。

この保険料は母国へ帰国後に還付を受け取ることができるが、基本的に本人が帰国後に申請する必要がある。

・既に帰国後であり、且つ手続きが煩雑なため、申請をおこなわない方も多いのが現状。

・制度そのものを知らない方も多い。

・還付額は年収および日本での勤務年数に応じ50万から100万円以上になり、母国に帰国した方々にとっては相当の金額になる。

(母国での年収例)タイ人:135万円 フィリピン人:80万円 ベトナム人:48万円

日本で就労後、母国へ帰国する外国人の人数(高度外国人材、技能実習生等)。

⇒〇〇万人

脱退一時金の申請率。 ⇒〇〇%

このような方々のために、国際経験及びネットワーク豊富な社会保険労務士である小野が、法定代理人として脱退一時金の申請代行サービスをおこなう。

サービスの流れ

本人からの依頼。

↓

小野国際社会保険労務士事務所が申請代行。

↓4～6ヶ月後

脱退一時金が本人の現地の口座に現地通貨で振り込まれる。

(源泉徴収約20%控除された金額)

↓

小野国際社会保険労務士事務所が日本の納税管理人となり、源泉徴収を還付申請(日本在住者/日本国内の法人のみが納税管理人になれる)。

↓

源泉徴収20%分を小野国際社会保険労務士事務所が手数料として受領。

↓つまり

・本人は追加で現金で手数料を支払う必要は一切なし。

☆小野国際社会保険労務士事務所の強み☆

現地のパートナー会社が現地の言葉でサポート可。例えばあなたがベトナム人であればベトナム人が、フィリピン人であればフィリピン人が、タイ人であればタイ人がフォローをしますの
で、言葉の心配は一切不要。

対応可能言語：英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、タガログ語

その他の言語も対応可。

日本で唯一のサービス

海外パートナー会社（例）

タイ

PERSONNEL CONSULTANT MANPOWER (THAILAND) CO., LTD.

<https://www.personnelconsultant.co.th/>

ベトナム

Viecoi Co., Ltd.

<https://viecoi.pandatest.asia/ja/>

フィリピン

Strong Japan Partners Inc.

<https://glo-navi.com/>